

## 平成23年度事業計画

### はじめに

政治の混迷は当面続き、こんなことで、デフレ出口を見つけられるのか。いずれにしても、われわれは、新時代の事務所の創業（革新）を目指さなければならない。

商業登記所が県下1庁になり、統合されていく登記所、オンライン申請は、どうなるのか、金融機関の登記離れ、過払い訴訟はそろそろ収束を見るだろう。

組織改善委員会の提言を受け、会組織のあり方並びに財政の効率的な運営や支部の整合性につき、どう取り組んでいくのか、検討は続くとしても、試される時がきた。一つでも二つでも実現に近づけなければならない。正副会長で構成する戦略会議は、会並びに会務運営の抜本的な施策（作戦）を練り、出来るだけ早期に実現を図らねばならない。

事務局は、経費の削減、適正配置、会の財務内容の充実を図り、事務処理にあたる各機器、システムの改良をし、ホームページも更に改良すべきだ。

兵庫県司法書士会総合相談センター面接相談や日司連の法テラスの電話相談も持続し、充実させ、本会相談会場を法テラス相談会場として定着させていかなければならない。法律相談会は、相談員の養成強化に力をいれ、県下各地で開催し、様々な国民の要請に応じるものとし、時に応じ、110番相談など、タイムリーに開催しなければならない。

市民事業部は高等学校などへの講師派遣を継続し、各地からの要望に応えなければならない。また地域での職業紹介なども発展させる。

企画研究部の各種研究会は、労働問題、家事問題、交通事故、会社法務などの幅広い国民のニーズにこたえる研鑽を積んできたが、更に工夫を加える必要がある。神戸学院大学との学術交流の継続、甲南大学を含む各大学との共同研究は日司連事業から変化するが、引続き充実に努めたい。

市民事業部の対外広報委員会は、平成23年度から広報部となった。近司連などとの提携を更に進め、積極的な企画を進めたい。また、8月3日（司法書士の日）はシンポジウムを開催するなど、積極的に制度を広報していく。

A DRは、近司連の調停センターですすめてきたが、今期から、独自な運営の一步を踏み出す。期中には、認証を目指し、各諸規則、規程を整備、市民のニーズに応じて行きたい。

研修部では既会員の研修、新入会員の研修、補助者研修、新人の配属のお世話と何時もの事業とともに、諸規程の改定をはかり、新時代の研修はどうあるべきか、模索する。

新時代の司法書士のあるべき姿を模索する。司法書士法改正大綱に対応する検討を、大胆に進めていく。

総務部は、社会の変化に即応した諸規則の改廃（整備）を図り、会並びに会員の事務所をサポートする。

### 1. 総務部

総務課においては、平成22年度の事業計画に述べた会館図書室の蔵書の整理及び検索システムの確立、本会所蔵文書の電子化の検討を引き続きすすめ、会員に利用しやす

い図書室や事務局の空間利用の効率化を図りたい。

また、平成22年度に引き続き、円滑な事務執行に資すべく、平成23年度も規程等の整備に努めたい。

加えて、本年7月から、会員への情報提供が原則的にメーリングリストに移行する予定である。なお一層メールアドレスの登録の呼びかけをすすめていくとともに、IT化が及ぼす会務及び会員の事務への影響を検証したいと考えている。

業務課においては、平成23年度も引き続き毎日、市民対応窓口を設け、市民からの会員の執務に関する問い合わせや苦情等に対応していく。一方、平成22年度寄せられたご意見等の内容を分析し、どのような苦情事案等が多く、また、どのようなことでトラブルになるのか研修会等の場を通じてお知らせしていきたい。

会館建設からまもなく15年を迎えるが、附属設備・什器のメンテナンス・経年劣化による機器交換等をおこない、利用しやすい環境を維持していきたい。

#### (1) 非司法書士対策委員会

法務省民事局民事第二課長より、「司法書士法及び土地家屋調査士法等の規定に違反する事実の有無についての実態調査実施要領について（通知）」〔平成23年1月11日付法務省民二第50号〕の通知がなされたため、平成23年度は、登記所における非司法書士調査がおこなわれる可能性が非常に高い。よって、非司法書士調査を実施することを前提に事業を推進していく。また、他方、会員からの非司法書士行為の情報収集に努めていく。

## 2. 経理部

本会事業運営等の費用支出については、各部門長と連絡を密にして、常にその費用対効果を念頭におき、会計処理を円滑におこなうと同時に財務面の執行状況等情報を提供していきたい。また、日司連の会費改定に伴う本会財務への影響を検討する。引き続き各部、委員会、事務局等と連携し、経費削減・節減及び事務の効率化に努める。

## 3. 企画研究部

### (1) 研究会事業の推進

#### ① 裁判実務研究会

(消費者法研究部会)

平成22年度に引き続き『消費者判例百選』の研究と会員から寄せられた事例検討をおこなう予定である。また、兵庫県司法書士会として、消費者問題に関する意見書、会長声明文等の提出が必要となる場合についての体制を整えていきたい。

なお、平成23年度も消費生活センター相談員を交えた研究会（年間5～6回程度）に、明治学院大学圓山准教授に出席いただきアドバイス等をお願いする予定であり、各支部からの要請があれば研究員を研修会等の講師として派遣したい。

(交通事故研究部会)

交通事故事件が会員の日常業務として定着するよう、執務環境を継続して整備して

いきたい。事例検討を継続して実施するとともに、交通事故相談の支援、電話相談会や研修会を可能な限り実施したい。また、部員拡充や効率性の観点から、神戸支部交通事故事例検討会との合同での研究会や公開研究会の実施も検討したい。

#### (労働問題研究部会)

長引く不況の中、司法書士が受ける労働相談の内容も多様化、複雑化している。本会の常設相談会においても、数は多くないが一定数の相談が来るようになってきていることから、幅広い相談内容に対応できるような研究活動を継続していきたい。

具体的には、たとえば、①賃金に関する個別労使紛争、②解雇・退職に関する問題、③労働環境をめぐる問題（セクハラ・パワハラ・いじめ等）などのグループに分かれて研究活動をおこなう予定である。研究の対象は、部員が取り扱った生の事例をできるだけ掘り下げて、相談から紛争解決までの一連の手続きにおける司法書士の関与のあり方を、簡裁訴訟代理業務のみならず本人訴訟支援の観点からも研究していきたい。

なお、平成22年度初めて実施した社会保険労務士との意見交換・交流については平成23年度も引き続き実施する予定である。さらに、平成23年度は、常設相談の相談員を対象とした労働問題の研修を実施したいと考えている。また、本会相談事業の労働相談、労働トラブル110番への部員の派遣等も継続して実施する予定である。

#### (家事事件研究部会)

当部会は、平成23年度の事業として次のことをおこなう。

- (1) 原則毎月1回の部会の開催により、部会員が執務上抱える家事事件に関する問題の相談に応じ、事案により部会で協議研究して問題を検討し解決をはかる。
- (2) 神戸支部の家事事件相談員養成のための勉強会に部会員が出席して、実務上のアドバイスをするとともに相互に検討を深める。
- (3) 上記の事業に平行して、平成22年度おこなった遺言と遺言執行の実務上の問題を引き続き研究していきたい。
- (4) 平成22年度からの継続事業として、仮称「財産管理事件のすすめ」のまとめと、これに伴う家庭裁判所に対する財産管理人推薦名簿（暫定）の提出を検討したい。  
なお、上記「まとめ」は、数パートに分割し、それぞれのパートについてまとめの担当者を定め、たたき台を作成してもらい、それを基礎としながら加除訂正を加えつつ、完成の促進と負担の軽減を図りたい。「まとめ」の分担者は平成23年度の新部員から公募し、たたき台から完成まで同一人が担当し、完成したときは編集委員として冊子に名前を掲げることとし、会員の執務上の参考資料として、印刷配布も検討したい。
- (5) 家事審判法及び関係法案が今国会に上程される予定であるので、同法案改正の方向及び改正の概観について、外部講師を招いての研修会の開催企画をおこないたい。

#### ② 不動産登記法研究会

原則として月1回定例研究会合を持ち、下記研究テーマを中心として活動する。

- ・オンライン申請の促進と対応に関する研究
- ・日常業務問題に関する研究とその会報等への報告
- ・倫理検討委員会との連携による立会執務ガイドライン（案）の研究

### ③ 企業法務研究会

本委員会は、引き続き、「企業と司法書士の関わり方」についての研究活動をおこなう。  
具体的には

- (1) 講演企画、セミナー・研修会への講師派遣、相談員等の派遣  
商工会議所等で開催されている会社法（事業承継等）関連セミナーへの講師派遣、セミナーの企画提案、相談員の派遣等、中小企業の経営者等に司法書士を身近に感じてもらえるような対外広報活動や支部研修会への講師派遣等をおこなう。
- (2) 商業・法人登記（企業法務）対応相談員募集・相談員名簿の作成  
商業・法人登記（企業法務）関連の相談に的確に対応するため、また、相談会での相談員の確保のため、商業・法人登記（企業法務）対応の相談員を募集し、その相談員名簿を作成し、活用する。
- (3) 企業法務支援対策事業  
司法書士と会社の接点を広げるため、「司法書士を会社の顧問にしませんか」（仮称）というイベントを企画する。
- (4) ホームページ（コンテンツ）の充実  
司法書士へのアクセス拡充のため、広報部と連携し、兵庫県司法書士会のホームページに掲載する会社法、商業登記、企業法務に関する市民・企業向けのQ&Aの更新をおこなう。
- (5) 会社法・企業法務関係の公開研究会の企画・運営  
会員の企業への関与を支援するため、会社実体法、税務、労務、他士業との連携を深める等の公開研究会を企画・運営し、定期的開催したい。
- (6) 商業登記所集中化（80庁問題）への対応
  1. 商業・法人登記所の集中化に伴う、中小企業への影響およびその対策等を検討し、本会・会員等の対応策を提案する。
  2. 商業登記事務の集中化がおこなわれる（本局に統合される）時期に併せて、各地商工会議所等にて一般会社・法人向けのセミナーを実施する。
- (7) 一般社団・一般財団対応について
  1. 一般社団・一般財団法を検討し、司法書士の活用等の研究をおこない、会員への情報提供等をおこなう。
  2. 兵庫県公益法人室と連携をとって、司法書士の活用についての広報をおこなう。
  3. 内閣府との連携を検討し、県内の特例民法法人を対象としたセミナー・相談会を開催する。
- (8) 犯罪収益移転防止法対応  
犯罪収益移転防止法、各司法書士会の会則改正等が商業・法人登記、企業法務等の実務に与える影響を検証し、その問題点と対策等の研究をおこなう。
- (9) 商業登記における非司法書士対策  
平成23年度は、非司法書士調査が予定されており、違法な商業登記申請についての対応策を検討する。
- (10) 商業登記（特に設立）報酬のあり方についての検討  
商業登記報酬（特に設立登記）が不当に安価に設定されている広告があり、不当誘致に使われているという指摘等に対応すべく、その適法性（違法性）の調査・研究

- をおこない、その対応策や司法書士報酬のあり方等について検討する。
- (11) 東日本大震災によって中小企業が抱える問題についての検討  
東日本大震災によって、今後、中小企業・法人等が抱える問題等について、調査・研究し、その対策を検討する。

#### ④ 権利擁護研究会

司法書士の実務の現場では多重債務、DV、いじめ、過重労働、高齢者・障がい者・児童虐待等社会的要因が絡み合ったさまざまな相談が寄せられ、また、うつ、依存症、障がいなどを抱えている相談者も多い。

平成23年度の権利擁護研究会では、平成22年度までの研究成果と福祉関係者等他業種の専門家とのネットワークをもとに、会員の権利擁護に対する意識の向上をめざし、必要な情報の提供をしていきたい。

- (1) 「高齢者の権利擁護」、「依存症」、「知的障がい、発達障がいと子どもの権利擁護」、「DV」をテーマとする司法書士対応マニュアルを全会員に配布のうえ、テーマごとの研修会を実施する。さらに、会員が上記に関連する困難な事例にあたったときに、当部会が対応についてのアドバイスや関係各機関を紹介する等の役割を担うための仕組みを検討する。
- (2) メンタルヘルスについての事例検討会（自殺対策委員会・生活保護問題対策委員会・リーガルサポートと共催）を開催する。
- (3) 「高齢者・障がい者権利擁護なんでも110番」への相談員派遣し、弁護士・福祉専門職とのネットワークを構築する。

#### ⑤ 倫理検討委員会

平成21年及び平成22年度は司法書士業務の内、債務整理に関する綱紀事案をもとに司法書士倫理の検討をおこなった。

平成23年度は、日本司法書士会連合会・司法書士倫理研究委員会作成の『司法書士倫理』解説・事例集（平成20年12月2日日本司法書士会連合会発行）の中から、裁判実務や成年後見等の業務をおこなうにあたり留意すべき事柄やプロフェッションとしてのマインドが試される事柄を包含した事案を検討する。

#### (2) 関係機関との実務対応に関する連携

さまざまな法改正に伴い、関係機関との事務連絡会等を積極的におこない、会員のおこなう業務の円滑化を図りたい。

### 4. 研修部

司法書士が一般市民から信頼される職能団体であり続けるには、各司法書士が不断の自己研鑽を積む必要がある。研修部ではその一助として実務・倫理に亘る多岐の研修を実施・提供していかなければならないと考え、会員研修・新人研修・補助者研修を以下のとおり実施する。

### (1) 会員研修

- ①中央研修会は、時宜に応じた各分野の重要テーマを中心に開催する。
  - ②実務研修会は、日常業務に密接な内容テーマとする研修を適宜開催する。また、倫理的な研修も実務研修として実施する。
  - ③裁判実務研修会は、企画研究部等と連携して研究成果の発表・検討の場として各業務分野の研修を主に開催する。
  - ④新入会員研修会は、新入会員を対象に、戸籍法・職務上請求統一用紙の取扱い等司法書士業務を開始するにあたり必須な実務内容をテーマとする研修2ヶ月に1回を目処に開催する。
  - ⑤オンライン研修（「映像配信システム」）により、各地域の会員への研修受講機会の提供と活用を充実させる。
  - ⑥年次制研修の円滑な運営をおこなう。
  - ⑦会員研修単位制度（最低履修12単位の取得）に対する強力な啓蒙をはかる。
- 以上のとおり、基本的には平成22年度を踏襲した内容で研修を実施する。  
また、研修規則・規程が時代にそぐわないものとなっているので抜本的な見直しをする。

### (2) 新人研修

新人研修会は、日司連中央新人研修・近司連新人研修に加えて当会における新人研修（集合研修・配属研修）を例年どおり計画している。特に当会の第一回目の集合研修は試験合格者がおそらく最初に司法書士研修に触れる機会であるため、職業倫理に関する講義に重点をおき実施したいが、平成23年度から日司連中央研修が大きく様変わりする予定なので、その動向を見定めて柔軟に対応する。

配属研修の実施については、受講生の増加に伴う指導員の確保や指導に関する統一化等一層の充実をはかりたい。

### (3) 補助者研修

補助者研修においては、例年通り司法書士制度の現状、司法書士が果たさなければならない役割、法改正等に伴う執務上の留意事項等に関する講義や、当会会員の補助者体験談、外部講師による「接客の心得」に関する研修を実施する。

## 5. 市民事業部

市民事業部は、プロフェッションとして市民の期待に応えるため以下の事業をおこなう。

### (1) 消費者講座等講師派遣事業

毎回出張先から好評を博している高等学校・短期大学等への消費者講座であるが、高等学校等からの依頼要請はここ数年横ばい状態である。また、健全な職業観を育てる等との観点から各高等学校で実施されている「職業人による講話」についても平成21年度から本格的な取組をはじめ依頼要請に応じて講師派遣をおこなっているが、講座実施数は着実に増加しているものの消費者講座に比べ申込は少数であるのが現状である。

何れの講座も各高等学校等への郵便による案内を年に2～3度実施しているが、未だ当該活動の存在を認識されていない担当者が多数見受けられるのが現状であり、今

後とも案内が学校側の担当者の方の目に留まるような工夫を検討していきたい。

一方、会員各位の幅広い人脈を活用して関係各位への当該講座のPRにご協力願っているところ、引き続いてのご協力を要請していきたい。

また、市民向け講座では、消費者講座のみならず、登記、成年後見等の従来からの司法書士専門分野についての出前講座もおこなっているので拡充に向けて各会員の皆様にPRのご協力をお願いしていきたい。

今後とも講師派遣の要請があれば積極的に受諾していく所存で、そのための講師陣の充実も急務の課題である。そのため外部講師をお招きすること等も含めた研修会・連絡会を開催したり教材等の充実を図ったりすることで、各講座内容の充実と講師の方の負担軽減等に努めたい。

講師をお引き受けくださる会員の方々には、ご負担をおかけすることになるが、各会員が積極的に講師となって高校生はじめ多くの市民の方々に消費者講座等を実施し、市民が社会生活に最低限必要な法律知識を身につけることに寄与することは予防司法の観点からも極めて肝要である

一方、今後は、学校教育において法教育に取り組むことが必要とされていることから、法教育に対する司法書士関与のあり方について現段階から情報収集、検討を重ねることで、将来の需要に備えていきたい。

本事業は市民への法的サービスの提供と同時に司法書士の制度広報を意味するものでもあり、実社会での法律知識の重要性を強調するとともに「街の法律家」としての司法書士の存在を知ってもらう機会とするものである。

## (2) 大学との学術交流事業

### ①神戸学院大学

講義を通じ、学生に対して登記等の知識を学んでもらうだけでなく、「司法書士」そのものを広く認知してもらえよう、学生の印象に残る講義をおこなっていきたい。

平成23年度については、前期「法実務専門講座」、後期「法実務入門講座」としてそれぞれ13コマを延べ8名の会員にて担当する予定である。

### ②甲南大学

甲南大学と兵庫県司法書士会との学術交流の一環として司法書士講座を平成23年度も実施する。法学部2年生を対象とする「2年次特講」という名称になっており、憲法・民法・刑法などの必修科目の周辺科目という位置づけで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目である。平成22年度の受講生は20名で、毎回出席率は非常に高かった。講義の目的としては、学生の卒業後のキャリアプランを考える上で、司法書士という職業を知ってもらうことをメインに考えており、具体的には、4人の司法書士が1人3～4回の講義を実務の話を織り交ぜながらリレー形式で担当する予定である。

### ③近司連学術交流事業との連携

近司連において、上記大学以外にも近畿圏内の大学との学術交流研究事業をおこなっているが、連携して事業展開をすすめたい。

## (3) 自殺対策事業

#### ①官民合同研修会（2回）

県下の保健所と本会各支部との交流を深めるため、県下2か所（姫路・西播磨地区、明石・淡路地区予定）において、官民合同研修会を開催したい。これにより、各支部とその地域の保健所との合同相談会や、地域の実情に合わせたネットワーク構築に繋がっていききたい。

#### ②事例検討会または司法書士自身のためのメンタルヘルス座談会（2～3回）

うつ病、依存症などの精神疾患やその疑いのある相談者、依頼人に対する適切な対応方法について、会員が各自の事例を発表し、メディカル分野の専門家の助言を仰ぎながら意見交換できる場として、精神科医、精神保健福祉士を講師に招いた事例検討会をできれば2回開催したい。この、事例検討会を通じて、一人でも多くの会員が、異業種の専門家との「顔の見えるつながり」を構築してもらいたい。

また、近年、司法書士自身のうつ病をはじめとするメンタルヘルスの問題が徐々に増えつつあるのではないかと危惧している。司法書士の業務はストレスの強くかかる職種でもあり、うつ病を気付かずに業務を継続し、大うつ病に罹患すれば、回復まで相当年数がかかり、死活問題になりかねない。と同時に、うつ病から来る睡眠障害や気分の減退などから、アルコールに頼ってしまうとアルコール依存症に陥る危険性もある。このようなことから、「うつ病の予防とうつ病に罹患した場合のスローセラピーと認知行動療法」の基礎的な知識を大阪大学大学院医科系研究科准教授の石蔵文信先生に座談会形式で少なくとも1回ご教授いただこうと考えている。

#### ③兵庫県、一般社団法人うつ病の予防と治療日本委員会（JCPTD）との共催でのシンポジウム

平成22年度JCPTDが10月第一土曜日を「うつ病を知る日」とさだめ、全国5ヶ所の地方公共団体との共催でシンポジウムや相談会が開催された。平成23年度では、全国10ヶ所での開催が予定されている。その中で、10月1日兵庫県内（姫路市）で復職プログラム（リワーク）に関するシンポジウムを予定している。当会としても、無料相談会開催の場合は、相談員の人員の派遣を考えている。また、JCPTDと兵庫県とのリワークに対応するモデルプラン策定に向けて、当会としても積極的に協力していく考えである。

なお、平成22年4月兵庫県庁内において「いのち対策室」が設置され、当会との連携も相当強化させた。そのため、平成23年度以降、様々な場面で兵庫県と協働での活動が増大して行くものと考えられ、当会としても積極的に協力して行きたいと考えている。

#### （4）生活支援対策事業

平成22年度、本会会則の事業目的に「公益的活動に関する事項」が加えられた。現在の日本の社会情勢において、高齢者、障がい者、ホームレス、失業者等を含む生活に困窮する市民の暮らしを支えるための活動は、私たち司法書士に、今最も求められている公益的活動のひとつであると言える。“暮らしの法律家”を標榜する以上、私たちは、その意味するところを自覚する必要がある。持てる者の暮らしにしか目が向かないようであれば、真の意味での“暮らしの法律家”とは言えない。

平成22年度に引き続き、市民と会員との距離を近づけること、そして、多くの会員が少しずつでも力を出し合って、生活に困窮する市民の暮らしを支える活動を担う

ことができることを目指して事業をおこなっていく。

①会員による生活困窮者の権利擁護活動の推進

「高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」の運用を担当するとともに、この本会の制度を、市民にとっても会員にとってもより良いものにする余地はないか検討を加えていきたい。また、上記権利擁護活動をおこなうための会員の意識向上を図る方策を検討する。

②研修会の企画開催

生活保護をはじめとする社会保障制度及びこれに関連する諸分野の知識・技能・感覚を高めるための研修会を研修部とも連携をとって企画開催したい。

③相談活動

生活に困窮する市民のために、私たち司法書士の持つ力を生かすことを主眼とした相談会の企画開催、相談体制等を相談事業部とも連携をとって検討したい。特に、平成22年度におこなった年末年始の野外相談会の経験を踏まえ、より市民に近づいた相談活動をおこなうことを考えたい。

④その他

生活保護をはじめとする社会保障制度をめぐる問題は、日々、進展するとともに、新たな問題が発生することもあるため、外部団体のおこなう研修会等で新しい知識を積極的に取り入れていくなどしたい。

また、社会保障制度のあるべき姿または現状等について、社会あるいは行政に対して、必要があれば本会として提言をおこなうことも検討していきたい。

(5) 地域司法拡充事業

平成23年度も平成22年度に続き、地域司法拡充事業の一環として、但馬地域の高校生等を対象に県土地家屋調査士会との合同職業説明会を開催したい。有用な専門職能として期待される司法書士という職業の持つ魅力を、将来の司法書士不足が予想される地域における高校生や地域出身の大学生等に向けてアピールし、地域コミュニティの存続に寄与するために後進の育成をはかれるよう、日司連の司法過疎対策・地域司法拡充事業と連動した取り組みを検討したい。

## 6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報

「会報」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行していく。また、本会ホームページ上で一部記事公開の検討を、広報部と協調して計画する。

(2) 親睦事業

平成22年度に引き続き、今年度も会員が参加しやすい形式にて、親睦事業を実施する。

(3) 福利厚生事業

会員間の親睦促進のための補助金交付基準について検討する。

(4) その他

本会の会員専用ホームページの作成について、必要に応じて検討する。

## 7. 相談事業部

### (1) 司法書士総合相談センター

平成23年度も、これまで同様常設相談会を継続しておこなう。また、司法書士総合相談センターの予約案内電話の司法書士による対応、日本司法支援センターから回付される日司連電話相談センターの担当についても継続しておこなう。

常設相談会に加えて、企画研究部の各部会や市民事業部等と連携して、随時相談会を開催したい。

兵庫県では平成23年度中に商業法人登記事務取扱庁が神戸地方法務局本局のみになる予定であることから、商業法人登記の相談体制を整備したい。

神戸家庭裁判所では、家事手続相談員制度が廃止され、裁判所窓口で一般の方が手続き相談をおこなうことができなくなったため、家事手続の相談体制についても整備したい。

これまでは相談会を地域の実情に合わせて運営できるよう、その運営のほぼ全てを各支部に委託していたが、これが効率的な相談会の運営に相反する面もあると思われる。平成23年度はより効率的な相談会の運営方法について検討したい。

### (2) 地域連携対策

各地で行政機関がおこなう相談会に相談員の派遣をおこなっているが、その契約条件等は各地でまちまちであると思われる。平成23年度は、その情報の集約を図り、必要に応じて各地に情報提供ができるようにしたい。

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、平成23年度も行政と連携した相談会をおこなう予定である。また、これまで以上に行政と密な連携がとれるようにしていきたい。

巡回法律相談事業は、平成23年度も、場所は未定であるが、近司連、青年会と協力しておこないたい。

これまで遠隔地援助規程の利用がゼロ件であるので、抜本的に規程を見直して、活用を図りたい。

## 8. 広報部

平成23年度から広報部として独立した事業執行部となるが、継続的広報活動という観点から継続すべき事業は維持しつつ、しかし各事業に聖域を設けることなく大胆な見直しを図るとともに、これまで以上に、事象に即応できる体制を整備したい。制度広報及び、相談事業部と連携した事業広報が広報部の使命であるとの認識の下、平成23年度事業を以下のように展開したい。

### (1) 広報

- ・例年通り、報道機関・関係諸機関に対し、各事業活動を機動的に発信したい。
- ・司法書士総合相談センターを更に利用しやすくするため、相談事業部と連携し、様々な施策を検討、実施したい。
- ・会員の懲戒事案の増加に伴い、報道機関等への対応を含め関係各部との体制を強化し

たい。

## (2) 広告

- ・HPを充実させるための施策を検討、実施したい。
- ・リーフレットを整備したい。
- ・行政広報紙への広告掲載を増やしたい。
- ・これまで実施してきた広告手段・広告内容等について見直しを含めた検討をするとともに、これまでおこなっていなかった新たな広告手段・内容等の実施について積極的に検討し、実践したい。

## 9. 災害対策部

本年3月11日発生した東日本大震災は、阪神・淡路大震災を凌ぐ国家的危機と言っても過言ではない。未曾有の大災害に対して、わが会及び会員ができることは限られているかもしれないが、考え得る可能な限りの復興支援策を当会各部署と連携して立案し、実行に移していきたい。

順不同で列挙すれば、第一に、被災者に対する電話相談の継続、兵庫県に避難された被災者に対する電話・面談相談体制の構築、被災地会等の要請による相談員の派遣。第二に、電話相談内容の整理による研修会の開催。第三に広報の継続。第四に日司連・近司連・リーガルサポート・政治連盟その他関連団体との連携。第五に既にわが会が提言している政策の実現に向けた活動。第六に被災地会に対する金銭的支援。これらの事業は単年度で終わるとは考えにくく、又この他にも新たな事業が必要になってくるものと思われる。今後とも情報収集に努めつつ復興を支援していきたい。

## 10. 会務IT化推進委員会

会務IT化推進委員会は、各部にまたがるIT化事業をバックアップし、各部を主体としながら連絡調整をおこない、一括して執行することが望ましい事業については本委員会が策定し、会務のIT化の推進をおこなう。

なお、本委員会の性質上、各部会等からの参加を要請するが、本会ホームページの移管に伴い、本委員会として基本的な活動は委員長が指名した小委員会構成委員（委員長含め5名以内）で機動的に委員会活動をおこなうこととし、各部で連携するような事業執行を協議する場合のみ全体会議を招集し協議等をおこなうこととしたい。

### (1) 本会ホームページの技術協力（広報部）

本会ホームページの作成に関し、技術的な面で広報部の要請に応じて引き続き本会ホームページの維持改善に協力する。

### (2) 本会と会員間及び会員相互間の連絡強化（総務部）

①兵庫県司法書士会及び会員相互間の事務連絡の方法として、インターネット上にデータを保管し、パソコンの操作に不慣れな会員であっても簡易な方法でインターネット上のデータにアクセスできる方法を検討する。

②メールリスト（メールソフト）を利用して会員に対して通知、会員側での検索作業ができるようにしているところ、今後の加入会員増加のための方法の検討をおこない、運営上の問題点があれば随時対応する。

- ③メールリスト配信文書に伴うペーパーレス化に関して、総務部に協力する。
- (3) 研修視聴システムの向上 (研修部)  
インターネットを利用した研修視聴システムに関して、技術面で引き続き要請あれば協力をおこなう。
- (4) 会員専用のホームページ (グループウェア) のシステムの構築 (会員事業部)  
会員専用のホームページ (グループウェア) の作成に関して、会員事業部と連動して協議し、どのような形で構築していくかを検討する。
- (5) 会館内のIT化の向上  
現在、設置している会員向けのコンピュータの保守管理及び会館内無線LANの環境維持改善を検討する。
- (6) その他  
会務IT化の一環として、個別に各委員に依頼したソフト作成等の案件に関して必要に応じて正当な対価を支払う基準等に関して引き続き検討をおこなう。

## 11. 法テラス推進委員会

法テラスに対し、司法書士が大きく関与・協力しているのは、情報提供業務 (兵庫県会は担当していない) と民事法律扶助業務、日司連が設置する法テラス電話相談センター相談である。

本委員会は平成23年度も、国民の利便に供するため、法テラスと契約する契約司法書士の増員を図り、民事法律扶助の利用促進を図るべく、次の事業をおこなう。

- (1) 会員に対する民事法律扶助制度の研修
- (2) 法テラス事業に携わる会員の募集
- (3) 法テラス事業に携わる会員に対する指導

## 12. 緊急災害対策委員会

阪神・淡路大震災の教訓から全国に先駆けて関係士業団体に構成している「阪神・淡路まちづくり支援機構」に継続して参画 (形式上は近畿司法書士会連合会として) する。

各地で地震のみならず様々な災害が起こっている中で、防災及び被災者支援・復興等に関する組織体制は常に維持しておくことが必要であり、日司連の市民救援運営委員会との連携した活動をおこないたい。

東日本大震災発生に伴う支援活動については、災害対策部を設置して支援活動をすすめているが当委員会も言うまでもなく連携して取り組む。

## 13. 組織改善委員会

平成22年度事業計画に基づき本会各部における改善課題について、当委員会活動の集大成といえる提言書をまとめ提出した。

各部における小さな改善点は言うに及ばず組織本体から各会員に至るまで大胆な変革提言をもしている。当委員会は、執行機関ではないので、執行部各部において本提言書を活用していただき、早急に検討・実行に移してほしいと希望するものである。そのた

めに、平成23年度において、当委員会は事業執行部門への説明及び協力体制を整え、懸案であるセンター設置に向けた調査研究及び現地調査等更なる検討をおこない、具体化に向けた活動を推進したい。

#### 14. 司法書士法改正検討委員会

さる平成23年2月23日開催された日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）臨時総会にて、「司法書士法改正大綱（案）」（以下、「大綱（案）」という）が日司連執行部案として提案され、これが可決承認された。

しかしながら、大綱（案）は、当委員会が平成21年度に当会執行部宛におこなった報告とは相容れない部分も相当数あるように思われる。したがって、大綱（案）の各事項を精査、検討することも当委員会の使命であると考えられるところ、当委員会としては、各事項についての精査、検討は、当会執行部からの要請を踏まえたうえで実施したい。それまでは、各会員への報告などについても視野に入れつつ、平成22年度同様、対象事項を選定したうえで検討をおこないたい。

#### 15. 司法書士会調停センター（愛称名「ぼると」）

(1) 兵庫県司法書士会調停センターで紛争解決手続を試行し、市民や会員が利用しやすいセンターにするための手続実施規則、関連規程等を整備する。

(2) 法務大臣の認証取得準備

ADR法による法的効果と市民からの信頼を得るために、認証取得申請の準備手続をおこなう。

(3) 手続実施者等の養成

実際に紛争解決手続きを実施するためには、手続実施者の他に利用相談員や事件管理者が必要であるので、養成研修を実施する。